

偕行社と陸修会の 合同表明会

運営企画会議

令和5年10月6日（金）18時15分から、偕行社と陸修会の合同表明会、引き続き合同記念懇親会が行われました。

合同表明会及び合同記念懇親会は、来年4月1日をもって、偕行社と陸修会が合同することを広く表明し、国会議員、各自衛隊協力団体、感謝状受賞者の皆様をはじめ、偕行社会員、陸修会会員、そして陸上幕僚長、統幕・陸幕勤務者、近隣部隊長等の現職幹部自衛官を交えた皆様と合同を御祝いするとともに、情報意見交換を行い、親睦を深め、陸上自衛隊との一体感を醸成しようという目的で行われました。

会は国歌斉唱、黙祷に続き、偕行社と陸修会の合同に関する経緯が紹介され、火箱芳文偕行社理事長、森勉陸修会理事長による合同に関する合意書署名が行われました。

この署名により、概ね1年間9回に及ぶ合同協議を経て、準備をしてきた両組織合同への基盤が確立され、これからは合同後の運営に向けた具体的準備が進むことになるでしょう。

久留米の幹部候補生学校を卒業し3

尉任官した人は陸上自衛隊退官時をもって全員が偕行社の会員になります。素晴らしいことではないでしょうか。

火箱偕行社理事長の挨拶では、新しい組織の名称について大いに議論があったが、双方の実務担当者の協力により、今日に至ったとの苦労話の一端が紹介されました。

また森陸修会理事長からは、今回の合同は、陸軍士官学校OBの皆様からのご支援・ご理解があったからこそ実現できたとの挨拶がありました。

続いて、国会議員佐藤正久氏、岩崎茂隊友会理事長、森下陸上幕僚長、陸軍士官学校出身代表として第60期の甲斐啓一氏から祝辞をいただきました。

この後、立食形式で合同記念懇親会に移り、偕行社としては初めて、約50人へのぼる現職幹部自衛官を交え、和やかな雰囲気の中で意見交換を行い、親睦を深めることができました。

『偕行』読者の皆様には陸修会との合同についての情報提供を、誌面を通じて、またホームページなどでも行っています。合同について皆様のご理解をいただき、合同後の会務運営に関してご支援・協力をお願い申し上げます。

別紙第3 偕行社と陸修会の合同に関する経緯の紹介

別紙第4 偕行社と陸修会の合同に関する合意書

借行社と陸修会の合同に 関する経緯の紹介

私は、借行社の専務理事の内田でございます。借行社と陸修会の合同に関する経緯について、私が、合同協議の借行社側の代表を務めておりますので、両組織を代表致しまして、ご紹介させていただきます。

借行社は、陸軍関係者から元幹部自衛官の有志が継承し、公益財団法人として、戦没者及び自衛隊殉職者等の慰霊・顕彰、安全保障等に関する研究と提言、自衛隊に対する必要な協力等の活動を実施してまいりましたが、わが国を取り巻く安全保障環境がますます厳しさを増していることから、陸上自衛隊が抱える安全保障上の諸課題を支援し、あるいは解決に向け政治や国民に広く周知するため、令和4年度から陸上自衛隊に対する支援を重視した活動を開始したところです。

しかしながら、元幹部自衛官の一部の有志が継承していることから、伝統と基盤はあるものの、その入会促進が捗らないなど存続に係わる課題を抱えていました。この課題を解決し、陸上自衛隊に対する支援を継続していくためには、「借行社を陸上自衛隊の幹部退官者の組織として陸上自衛隊のなか

その対応に苦慮しております。

一方、陸修会は、陸上自衛隊の幹部退官者の会であり、現下のわが国を取巻く安全保障環境を踏まえ、我々陸上自衛隊幹部退官者は、より一層、陸上自衛隊、特に現職幹部自衛官を組織的に支援していく必要があるとの認識の下、陸上自衛隊、特に幹部自衛官を通じての必要な協力及び支援を行うことで、陸上自衛隊の発展に寄与することを目的として令和4年4月27日に設立されました。

この陸修会は、発足して間もないため、資産及び組織力などがまだ十分ではないものの、陸上自衛隊の幹部退官者全員が会員となる会員制度を採用しており、将来的に発展することが見込まれています。

借行社と陸修会は、それぞれの組織の現状を踏まえ、充分に相互補完し合える組織として双方共にその目的を達成することができると認識し、令和4年6月、陸上自衛隊の支援組織となる借行社と陸修会の合同について、借行社が陸修会に申し入れ承認されました。なお、合同の申し入れに当たっては、平成13年の水交会と海上自衛隊の退官者の会である海上校美会との合同の成功例を参考としました。

令和4年8月15日、借行社と陸修会の代表で構成される合同協議の場が設置され、第1回目の合同協議が開始さ

れました。

5回の合同協議を経て、令和5年1月10日に「借行社と陸修会は合同すること」及び「合同に伴う定款等の変更」等について合意されました。

借行社は、この合意に基づき、令和5年6月16日の定時評議員会において承認を受け、同年6月19日に開催された第8回合同協議において、「令和6年4月1日をもって陸修会と合同すること」等を陸修会に申し入れました。

陸修会は、これを受け令和5年7月10日の理事会において借行社の申し入れを決議し、同年8月4日の臨時総会において「令和6年4月1日をもって借行社と合同すること」及び「合同後陸修会について」承認を得ました。

概ね1年間9回に及ぶ合同協議を経て、借行社と陸修会の合同がここに成立しました。

この合同協議におきまして、合同後の名称について、合意を得るまでに多くの時間を費やしましたが、借行社と陸修会が相互の特性を活かし「両組織により合同した新しい組織である」ところが、陸上自衛隊の現職幹部自衛官はもとより幹部退官者に広く認識される名称「及び「借行社の良き伝統を引き継ぐ組織であることが、家族会員及び賛助会員を含む陸軍関係者等に認識できる名称」の二つの要素を含ませるべきとの認識を共有するに至り、合同後

の名称は、「陸修借行社」とすることで合意されました。

本日、借行社と陸修会の間で今まで合意された事項を合意書として書き留めて、両理事長が署名し、令和6年4月1日の合同に向け諸準備を進めていくこととなりました。

なお、合意内容につきましては、お手元の「借行社と陸修会の合同に関する合意書」(52ページ)をご覧ください。

今回の合同により、明治10年陸軍の現役将校の修養・研鑽・団結を目的として設立され、明治・大正・昭和にわたるわが国の近代国家建設の過程において、国家存亡にかかわるわが国の枢要な軍事の任における柱石としての役割を果たす等輝かしい歴史と業績をもつ戦前の借行社の良き伝統を継承する借行社が、新しい組織である陸修会と合同し、令和6年4月1日から「公益財団法人陸修借行社」という陸上自衛隊の幹部退官者及びその趣旨に賛同する会員からなる組織として、幹部自衛官を通じての各種の支援・協力により、現職幹部自衛官と一体となって陸上自衛隊の発展に努めていくこととなります。引き続き、本日お集まりの皆様のご理解とご支援・ご協力をお願い申し上げます。

以上をもちまして、借行社と陸修会の合同に関する経緯についての御紹介とさせていただきます。

偕行社と陸修会の合同に関する合意書

公益財団法人偕行社（以下、「偕行社」という。）と陸修会（陸上自衛隊幹部退官者の会）は、わが国を取り巻く安全保障環境がますます厳しさを増していることから、それぞれの出身母体である陸上自衛隊が抱える安全保障上の諸課題を支援あるいは解決に向け政治や国民に広く周知するなどその発展に寄与することは不可欠であり、幹部退官者による今まで以上の陸上自衛隊に対する強力な支援が求められているとの認識で一致した。

そのようななか、偕行社は陸軍関係者から元幹部自衛官の一部の有志が継承し、伝統と基盤はあるものの、元幹部自衛官の入会が捗らないなど存続に係わる課題を抱えており、一方陸修会は発足して間もないため、資産及び組織力などがまだ十分ではないものの、陸上自衛隊の幹部退官者全員が会員となる会員制度を採用し将来的に発展することが見込まれる等相互に補完し合えるとの認識を共有した。

偕行社と陸修会は、この共通の認識のもと、それぞれの組織の現状を踏まえて協議を行い、陸修会が偕行社を組織的に継承する合同により、双方がその目的を達成し、偕行社を陸上自衛隊の幹部退官者の組織として永続させるとともに、陸修会を効率的・常統的に運営することが期待できると考え、『令和6年4月1日をもって、偕行社と陸修会は合同し、陸上自衛隊の幹部退官者の公益財団法人陸修偕行社（以下、「陸修偕行社」という。）として、陸上自衛隊に対する支援を重視した活動を開始する。』ことで、合意に至った。

この偕行社と陸修会の合同を成立させるため、具体的な合意事項を下記のとおり定めて合同に係わる準備を進めていくこととした。

記

1 陸修偕行社の基本的考え方

- (1) 陸修偕行社は、公益財団法人として、定款等に基づき組織・運営される。
- (2) 陸修偕行社は、現行の偕行社の定款に定める目的及び事業を全て引継ぐとし、定款等は令和6年4月1日からの組織・運営開始を前提に変更する。
- (3) 陸修偕行社は、「陸上自衛隊幹部退官者全員に開かれた会」、「全会員に魅力ある会」及び「陸上自衛隊の現役に役立つ会」との陸修会の会運営の基本理念を引継ぐ。
- (4) 会員規程

ア 会員は、定款に定める「普通会員」、「家族会員」、「賛助会員」及び「名誉会員」とし、「普通会員」は、「陸軍関係者と幹部自衛官退官者等」とする。

この際、幹部自衛官退官者等の等は准尉とする。

イ 陸上自衛隊幹部自衛官として勤務し円満に退官した者は、入会の手続きは不要とし、全員が会員となる。その他の者は入会手続きを経て入会する。

ウ 会員は、寄付を行うことができる。

2 偕行社は、令和6年4月1日をもって陸修偕行社に移行する。

偕行社の現行の組織・運営並びに会員は、陸修偕行社の組織・運営並びに会員に移行する。

3 陸修会は、令和6年4月1日をもって陸修偕行社に移行する。

(1) 陸修会の全会員は、陸修偕行社の普通会員に移行する。

(2) 陸修会の理事会は、令和6年3月末をもって任務を終了する。

この際、多くの理事が陸修偕行社の理事として（令和6年6月の定時評議員会において選任され）継続する。

(3) 陸修会の財産（会員からの寄付額）は、陸修偕行社に移管（寄附）する。

(4) 陸修会のホームページは、陸修偕行社のホームページに移行する。

(5) 陸修会の事務局は、陸修偕行社の事務局に移行する。

4 上記以外の事項は、「偕行社と陸修会の合同協議での合意事項」（令和5年1月10日）によるとし、新たに協議すべき事項が生起する場合は、合同協議の場で協議して定める。

以上の合意を証するため、本合意書を各当事者が押印して作成し、各自1通を保管する。

令和5年10月6日

公益財団法人偕行社

陸修会

理事長

大箱芳文 

理事長

森 勉 